

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と京都府向日市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量

(3) 必要とする時間

(4) 希望する場所

(5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 羽島市市民部防災交通課長

(2) 向日市環境企画室市民安全課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成8年1月10日から平成11年1月9日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

平成8年1月10日

岐阜県羽島市長

京都府向日市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等について次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

(援助物資等の経費)

第4条 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と京都府向日市は、災害時における協定について平成8年1月10日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条を次のように変更する。

(連絡窓口)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実及び円滑に行うことができるよう、常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

岐阜県羽島市長

京都府向日市長

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と奈良県桜井市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量

(3) 必要とする時間

(4) 希望する場所

(5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 羽島市市民部防災交通課長

(2) 桜井市市長公室企画課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成8年4月19日から平成11年4月18日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

平成8年4月19日

岐阜県羽島市長

奈良県桜井市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条のに基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等について次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

(援助物資等の経費)

第4条 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と奈良県桜井市は、災害時における協定について平成8年4月19日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条第1号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、同条第2号中「桜井市市長公室企画課長」を「桜井市危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

岐阜県羽島市長

奈良県桜井市長

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と三重県鈴鹿市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資機材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資機材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 羽島市市民部防災交通課長
 - (2) 鈴鹿市生活安全部防災安全課長
- (その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成19年11月29日から平成20年11月28日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

平成19年11月29日

岐阜県羽島市長

三重県鈴鹿市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責を負うものとする。

(援助物資等の経費)

第4 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める経費の請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と三重県鈴鹿市は、災害時における協定について平成19年1月29日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条第1号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、同条第2号中「鈴鹿市生活安全部防災安全課長」を「鈴鹿市危機管理部防災危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

岐阜県羽島市長

三重県鈴鹿市長

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と福井県南越前町が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資機材等の種類、数量

(3) 必要とする時間

(4) 希望する場所

(5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資機材等の維持管理については、援助を要請した市町が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市町が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 羽島市市民部防災交通課長

(2) 南越前町総務課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成23年7月2日から平成24年7月1日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

平成23年7月2日

岐阜県羽島市長

福井県南越前町長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(その他必要事項の例)

第3 協定第2条第5号その他必要事項について、援助を要請する市町長は援助をする市町長と事前の協議のうえ、物資・資機材の援助要請のほか、災害の種類、被害の程度により職員の人的応援及び被災者の広域避難先として施設の提供等を要請することができる。ただし、施設の提供期間は、原則として1箇月以内とする。

(職員に要する経費負担等)

第4 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

(1) 援助をした市町の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市町の負担とする。

(2) 援助をした市町の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市町が、また、援助を要請した市町への往復の途中において生じたものについては、援助をした市町が賠償の責を負うものとする。

(援助物資等の経費)

第5 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 施設、車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第6 第4で定める経費の請求は、援助をした市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市町長に請求する。

2 前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

(その他)

第7 援助を行う市町の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市町の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年7月2日から適用する。

附 則

この実施細目は、令和3年4月1日から適用する。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と福井県南越前町は、災害時における協定について平成23年7月2日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条第1号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

岐阜県羽島市長

福井県南越前町長

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、茨城県守谷市と岐阜県羽島市が人員、物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 食料、飲料水、生活必需物資及び必要とする資器材等の種類、数量、並びに必要とする人員の数

(3) 必要とする時間

(4) 希望する場所

(5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 守谷市生活経済部交通防災課長

(2) 羽島市市民部防災交通課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印し、各自その1通を保有する。

平成26年9月1日

茨城県守谷市長

岐阜県羽島市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

(援助物資等の経費)

第4 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

茨城県守谷市と岐阜県羽島市は、災害時における協定について平成26年9月1日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条第2号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

茨城県守谷市長

岐阜県羽島市長

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と長野県須坂市が人員、物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 食料、飲料水、生活必需物資及び必要とする資器材等の種類、数量、並びに必要とする人員の数

(3) 必要とする時間

(4) 希望する場所

(5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 羽島市市民部防災交通課長

(2) 須坂市総務部総務課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、署名押印し、各自その1通を保有する。

平成26年10月31日

岐阜県羽島市長

長野県須坂市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

- (1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。
- (2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

(援助物資等の経費)

第4 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と長野県須坂市は、災害時における協定について平成26年10月31日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第6条第1号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

岐阜県羽島市長

長野県須坂市長

災害時相互応援協定

岐阜県羽島市と大阪府阪南市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援）

第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援するものとする。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）において業務に重大な支障がない限り行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急復旧等に必要な職員（以下「応援従事職員」という。）の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市は、前条各号の応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項を明記の上、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害による被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の品目、規格及び数量等
- (3) 応援従事職員の職種及び人数
- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の応援要請を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を行うものとする。

2 応援市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

(指揮)

第5条 応援従事職員は、法67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

2 指揮は、応援従事職員を代表する者に対して行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 応援従事職員に支払われるべき給料、諸手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

3 応援に要する経費について前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における保障は、応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が協定市間の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において、第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるよう常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成28年4月15日

岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市

羽島市長

大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市

阪南市長

災害時相互応援協定

岐阜県羽島市と山形県村山市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援）

第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援するものとする。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）において業務に重大な支障がない限り行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急復旧等に必要な職員（以下「応援従事職員」という。）の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市は、前条各号の応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項を明記の上、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害による被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の品目、規格及び数量等
- (3) 応援従事職員の職種及び人数
- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の応援要請を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を行うものとする。

2 応援市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

(指揮)

第5条 応援従事職員は、法67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

2 指揮は、応援従事職員を代表する者に対して行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 応援従事職員に支払われるべき給料、諸手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

3 応援に要する経費について前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における保障は、応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が協定市間の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において、第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるよう常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年4月20日

羽島市

羽島市長

村山市

村山市長

災害時相互応援協定書

岐阜県羽島市、大阪府羽曳野市、岐阜県海津市、(以下「協定市」と総称する。)は、相互扶助の精神に基づき、災害(災害対策基本法(昭和36年法律223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

(相互に行う応援)

第1条 災害が発生した場合において独自では十分に被災者の救援の応急措置等が実施できない協定市又は災害が発生するおそれがある場合において独自の安全な避難所の確保等が実施できない協定市(以下「被災市」という。)からの応援要請に、他の協定市(以下「応援市」という。)は被災市が行う災害応急対策に関し法第67条第1項の規定に基づく応援(以下「応援」という。)を実施する。

2 応援は、応援市の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資等の提供
- (2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲において明らかにし、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号の物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第3号の派遣に従事する職員(以下「応援従事職員」という。)の職種及び人数

- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援実施に係る場所及び当該場所までの経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援市は、応援の求めを受けたときは、速やかに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

- 2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきであると認めたときは、必要と認めた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮のもとに行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令に定めるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自主応援活動に要する経費は、法で定めるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 4 応援に関する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して決めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるもののほか、応援市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定は、協定を締結した日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月までに、協定市のいずれからも書面により異議の申出がないときは、有効期限の満了する日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定の定めのない事項及び、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定市の長が署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年10月28日

岐阜県羽島市

羽島市長

大阪府羽曳野市

羽曳野市長

岐阜県海津市

海津市長

災害時相互応援に関する協定書

静岡県磐田市及び岐阜県羽島市（以下「協定市」という。）は、災害が発生した場合等において相互扶助の精神により応援するため、次のとおり災害時相互応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、協定市が相互に行う応援が円滑に遂行されるよう必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資等の提供
- (2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設（以下「避難所」という。）の提供及びあっせん
- (5) 児童・生徒の一時受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する協定市（以下「要請市」という。）は、第8条に定める連絡窓口を通じて、次に掲げる事項を可能な範囲において明らかにして電話その他の通信手段により応援を要請し、後に速やかに文書（各様式）を送付するものとする。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合は、物資、資機材等の品目、規格、数量等（第1号様式）
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合は、派遣を求める職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数並びに業務内容（第2号様式）
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、同号の応援が必要な被災者の人数及び状況（第3号様式）
- (5) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合は、同号の応援が必要な児童・生徒

の人数及び状況（第4号様式）

- (6) 応援を受けたい期間
- (7) 応援場所及び当該場所までの経路
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を求められた協定市（以下「応援市」という。）は、可能な範囲内において速やかに応援を実施するものとする。

- 2 応援市は、応援の実施が困難な場合には、その旨を速やかに要請市に連絡するものとする。
- 3 協定市は、要請がなくても、大規模災害等により必要と判断した場合は、自主的に応援（以下「自主応援活動」という。）を実施できるものとする。
- 4 第2条第4号に掲げる避難所を開設した場合、その運営に係る業務は要請市にて行うこととする。ただし、災害発生初期等で要請市が避難所の運営を行うことができない場合、一時的に応援市がその業務を行うこととする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として、要請市が負担するものとする。

- 2 自主応援活動に要する経費は、原則として、応援市が負担する。
- 3 応援従事職員の給料、手当、旅費等は、法令に定めがある場合を除き、応援市が負担する。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援に関する経費の負担の判断が困難な場合は、その都度協定市間で協議し決定する。

（災害補償等）

第6条 応援従事職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定によるもののほか、応援市により行うものとする。

- 2 応援従事職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものであるときは、要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものであるときは、応援市が、当該損害の賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第7条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当課を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

2 協定市は、前項の連絡窓口を変更した場合、速やかにその旨を通知するものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に必要な情報の交換を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定は、協定を締結した日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月前の日までに、協定市のいずれからも書面により異議の申出がないときは、有効期間満了日の翌日から更に1年間この協定の有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市の市長が記名、押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年7月25日

静岡県磐田市

磐田市長

岐阜県羽島市

羽島市長

第1号様式（第3条第2号関係）

年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

応援物資要請書

「災害時相互応援に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資、資機材等を要請します。

要請する物資、資機材	数量	搬送先	備考

その他特記事項等

第2号様式（第3条第3号関係）

年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

応援職員要請書

「災害時相互応援に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援職員を要請します。

要請する期間	人数	応援要請する業務	備考

その他特記事項等

第3号様式（第3条第4号関係）

年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

被災者受入要請書

「災害時相互応援に関する協定書」に基づき、下記のとおり被災者の受入を要請します。

要請する期間	人数	備考

その他特記事項等

第4号様式（第3条第5号関係）

年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

児童生徒受入要請書

「災害時相互応援に関する協定書」に基づき、下記のとおり児童、生徒の受入を要請します。

要請する期間	人数	備考

その他特記事項等

災害支援協力に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市内郵便局（以下「乙」という。）は、羽島市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、羽島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む。

2 甲又は乙は、協力要請を行おうとするときは、場所、内容等を記した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

3 甲及び乙は、災害時における支援協力を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対し、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定書の成立に伴い、甲と乙(羽島郵便局長)が平成10年9月21日に締結した「災害支援協力に関する覚書」を解消する。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 1月16日

甲 羽 島 市 長

乙 日本郵便株式会社 羽島郵便局長

日本郵便株式会社 羽島竹鼻郵便局長

日本郵便株式会社 足近郵便局長

日本郵便株式会社 羽島上中郵便局長

日本郵便株式会社 桑原郵便局長

災害時の応急対策に関する協定

○協定 平成13年6月 8日

○改正 平成16年1月15日

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市土木組合、羽島市建築工業会、羽島市緑地建設業協会（以下「乙」という。）は、地震等による災害の発生が予測される場合及び災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者の救助、施設の応急復旧等応急対策を実施するため、必要な機械器具及びその操作員を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（機械器具等の確保）

第3条 乙は、応急対策を実施するために必要な機械器具及び操作員等により「建設防災支援隊」を組織して、甲の要請に基づき速やかに提供できる体制を確保しておくものとする。

（協力要請等）

第4条 甲は、応急対策を実施するため必要がある場合は、乙に対して協力の要請をすることができる。

（要請内容等）

第5条 甲は、前条に定める要請を行う場合には、被害の状況、場所、活動内容、機械器具の種類と数量、操作員等の人員について、乙に連絡するものとする。なお、甲は応急対策の実施を要請する時は、甲の責任者を乙に対して明確にするものとする。

ただし、緊急を要するとき又は災害により通信が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救助等の応急対策を行うものとする。

（応援）

第6条 乙は、前2条の協力要請の連絡を受けたときは、速やかに甲の要請内容に基づき体制を確立の上、必要な人員、機械器具を確保し、甲が行う応急対策に協力するものとする。

2 被災者救助等の応急対策が完了した場合、乙は甲に対して応急対策に係る活動場所、内容並びに開始及び終了時間等を速やかに書面等にて報告するものとする。

3 甲は、乙に協力要請をした場合には、応急対策を実施する場所へ担当員を派遣するものとする。

（費用）

第7条 乙がこの協定に基づく応急対策の実施のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額を甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、協力要請事項等についての情報の交換を必要に応じて行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙においては羽島市土木組合長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年1月15日

甲 羽島市長

乙 羽島市土木組合
組合長

羽島市建築工業会
会 長

羽島市緑地建設業協会
理事長

災害時の応急対策に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市土木組合、羽島市建築工業会、羽島市緑地建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策について平成16年1月15日付けで締結した災害時の応急対策に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第9条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書4通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 羽島市長

乙 羽島市土木組合
組合長

羽島市建築工業会
会 長

羽島市緑地建設業協会
理事長

災害時における応急対策資機材の貸出し等に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜県自動車整備振興会岐阜南ブロック羽島市支部（以下「乙」という。）は、羽島市内において地震、風水害、大火災その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害等」という。）に、人命救助のため地域住民が緊急に必要なとする資機材の貸出し及び資機材操作人員の派遣並びに災害対策活動の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市内において災害等が発生した場合に、地域住民の人命救助及び必要な資機材の速やかな確保のために、乙が所有する整備工具等（以下「工具」という）及び車両の貸出し並びに車両操作人員の派遣並びに甲の災害対策活動の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（種類等）

第2条 この協定において、乙が貸出す工具は、パンタグラフジャッキ、ダルマジヤッキ、ハンマーその他人命救助のために有効な工具とする。

2 この協定において乙が貸出す車両は、積載車、クレーン車その他瓦礫及び一般車両等の撤去に有効な車両とし、車両の操作に必要な人員は乙が派遣するものとする。

（支援協力）

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる協力（以下「支援協力」という。）を要請することができる。

- (1) 災害発生時に緊急車両の通行の障害となる車両等の撤去
- (2) 一般車両の故障による二次災害等の危険防止活動
- (3) 乙が所有する工具及び車両の貸出し並びに車両操作人員の派遣

2 前項に定めのない事項については、甲乙協議の上、協力を要請することができる。

（支援協力要請）

第4条 甲は、乙に対し、前条に規定する支援協力を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容及び場所
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第5条 乙は前条の要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとし、クレーン車等を用いる車両等の撤去については、市職員等の立会いのもと可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、支援協力を実施したときは、書面又は口頭により次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 支援を行った者の氏名及び住所

(2) 貸出した工具及び車両の種類並びに数量並びに派遣した人数

(3) 貸出し及び派遣した日時

(4) その他必要と認められる事項

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく応援要請等に関する連絡責任者を指定し、互いに通知するものとする。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知するものとする。

(費用弁償等)

第8条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。なお、貸出した工具及び車両の費用並びに派遣した人員の人件費は、災害発生の直前における適正な価格とする。

2 支援協力に従事した者が、当該支援協力において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合の災害補償は、乙の加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月27日

甲 羽島市長

乙 岐阜県自動車整備振興会 岐阜南ブロック羽島市支部
支部長

災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び羽島市農業協同組合（以下「乙」という。）は、羽島市内において地震等による災害が発生が予測される場合及び災害時の被災者に対する応急生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合における被災者等に対する応急生活物資を速やかに確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時等において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有又は供給が可能な商品（以下「保有商品等」という。）の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の確保）

第5条 甲は、災害時等に乙に対して、保有商品等の品名、数量等の情報の提供を求めることができる。

2 乙は、甲に災害時等に自らが保有する生活物資を速やかに提供できるようにしておくものとする。

3 甲と乙は、平常時から応急生活物資について情報交換を行い災害時等に備えるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第7条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、乙が保有商品等の優先供給及び運搬終了後、乙の供給する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙については生活部長とする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めがない事項については疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年6月8日

甲 羽島市長

乙 羽島市農業協同組合
代表理事組合長

災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）とぎふ農協協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について平成13年6月8日付けで締結した災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の一部を変更する協定を、次のとおり締結する。

協定中「羽島市農業協同組合」を「ぎふ農業協同組合」に変更する。

第8条中「生活部長」を「生活事業部長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともに甲乙それぞれ1通を保有する。

平成20年10月20日

甲 羽 島 市 長

乙 ぎふ農業協同組合
代表理事組合長

災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）とぎふ農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について平成13年6月8日付けで締結した災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第8条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 羽島市長

乙 ぎふ農業協同組合
代表理事組合長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社パロー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市町村民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市（町）からの要請が重複しないよう、県との連携を十分に図ることとする。

- （1）羽島市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

- （1）別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、乙の支店の中から甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。
- 3 乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成19年10月12日

甲 住所

羽島市長

乙 住所

株式会社 バロー
代表取締役

別表

確保が必要な物資

期間	災 害 直 後	災害発生3日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食料品	(調理不要な食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰	(主食及び副食) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰
飲料水	飲 料 水 (お茶等) 粉ミルク その他	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 水 (お茶等) そ の 他
日用品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ(紙)、生理用品、簡易トイレ、トイレトペーパー、ウエットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※ 上記以外に必要な物資については、別に協議すること。

別紙1 物資調達要請文書

年 月 日

会社名 株式会社バロー
代表者 代表取締役社長 様
担当部署

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定(平成19年10月12日締結。以下「協定という。」)に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先
羽島市 部 課
担当者
電 話 () -
F A X () -
電子メール

別紙2 物資可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長 様

会社名 株式会社バロー
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定(平成19年10月12日締結。以下「協定」という。)第4条及び第8条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

災 害 直 後		災害発生3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
(調理不要な食品)		(主食及び副食)	
おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲料水(お茶等) 粉ミルク その他		おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水(お茶等) その他	
下着類() タオル() 毛布() タオルケット() 軍手() おむつ(紙)() 生理用品() 簡易トイレ() トイレットペーパー() ウエットティッシュ() 石けん() 洗剤() ビニール袋() 箸() スプーン() フォーク() 紙コップ() 灰皿() カセットボンベ式ガス器具() カセットボンベ() マッチ() ライター() 懐中電灯() 乾電池() ロウソク()			

※ 協定第4条による報告では、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する

2. 物資の搬入場所・方法(いずれかに○をつける)

(1) 搬入場所

- ア ○○市町村が指定する引き渡し場所まで当社が搬入する
- イ 当社指定の場所で○○市町村に引き渡し
- ウ その他

(2) 搬入方法

- ア 陸 路
- イ 空 路
- ウ その他

3. 災害発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する）

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

4. その他（連絡事項など）

災害時における生活必需物資の調達に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における物資調達について平成19年10月12日付けで締結した災害時における生活必需物資の調達に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

協定中「株式会社バロー」を「株式会社バローホールディングス」に変更する。

別紙1中「株式会社バロー」を「株式会社バローホールディングス」に、「羽島市市民部防災交通課」を「羽島市市長室危機管理課」に変更する。

別紙2中「株式会社バロー」を「株式会社バローホールディングス」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

甲

羽島市長

乙

株式会社バローホールディングス
代表取締役

災害時における物資調達に関する協定書
AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES
AT THE TIME OF DISASTER

羽島市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、岐阜羽島倉庫店における災害救助に必要な食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Hashima City (hereinafter referred to as "City") and Costco Wholesale Japan (hereinafter referred to as "Costco") have concluded agreement for procurement cooperation of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "supplies") at *** Warehouse as follows:

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（Objective）

Article 1 This agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of procurement supplies that City doing in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Hashima City.

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（Request for Cooperation）

Article 2 City may request to Costco for the cooperation of procurement supplies which Costco has and holds when City needs supplies due to disasters.

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（Scope of Procurement Supplies）

Article 3 Supplies that City requests to Costco is those that Costco has and holds from the following.

- (1) Supplies set forth attached sheet
- (2) Any other supplies designated by City

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、

次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

Article 4 Costco, upon receiving a request from City in pursuant to the provisions of the previous clause.

- (1) Costco may not be able to satisfy City's request due to reduced capacity.
- (2) Costco may not be able to satisfy City's request due to matter of high priority from the disaster.
- (3) Damage to Costco.
- (4) Member or other additional duties resulting from the disaster.

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 5 City shall request for Cooperation to Costco by Shipping request form (Form No.1). City shall, however, request to Costco orally and submit shipping request form quickly after the fact in a case of high emergency.

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6 Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request to City for the cooperation of transportation as needed.

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7 City must pay the fee of supplies provided by Costco and fee of transportation (hereinafter referred to as "payment etc.") without delay.

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

2 Payment etc. that City should pay shall be decided after providing and carrying out supplies as a reasonable price at the time just before disaster upon consultation between both parties based on shipment confirmation (Form No.2) submitted by Costco.

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 8 Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 9 This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成27年 11月 19日

甲

羽島市
羽島市長

乙

コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役

Costco Wholesale Japan
Representative Director

別表（第3条関係）Appendix(Re:Art.3)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食料 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice、Bread、Cornflakes、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice seasoning、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter/Jam、Tea/Coffee、Confectionery、
医療用品 medical supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aid、※Insecticide、Gargles、Disinfectant、Moisturizing liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、※Snowsuits、Towels
日用品 commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper trays、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental powder、Cleaning fluid of a mouth、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine putt for adults、Paper towels、Hand soap
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamos、The inverter for car、Hand carts、Solid fuel、Shovels、Mobile batteries

※季節商品 ※Seasonal supplies

様式第1号（第5条関係）

Form No. 1（Re:Art.5）

年 月 日
Year Month Day

出 荷 要 請 書

Shipping Request Form

コストコホールセールジャパン株式会社

岐阜羽島倉庫店 倉庫店長 様

To Costco Wholesale Japan Gifu-Hashima Warehouse

羽島市長

Ⓔ

Mayor of Hashima

災害時における物資調達に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

I will request for providing supplies listed below pursuant to the provision of Article 5 of
“AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER”.

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	引渡場所 delivery place	引渡日時 delivery date and time

様式第2号（第7条関係）

Form No. 2（Re:Art.7）

年 月 日
Year Month Day

出 荷 確 認 書

Shipment confirmation

羽島市長 様

To Mayor of Hashima

コストコホールセールジャパン株式会社

岐阜羽島倉庫店 倉庫店長

®

Costco Wholesale Japan Gifu-Hashima Warehouse

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

I will report that we provided the supplies listed below by the “Shipping request form”

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	備考 notes

供給者 provider

所在地 address

名 称 company name

代表者 representative

®

受取確認者 receiving confirmer

®

災害時における生活必需物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社トーカイ（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災者に対する生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 毛布、布団、車いす、ベッド、マット及びタオル
- (2) その他甲が指定する介護用具

2 乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙1）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(疑義の協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月31日

甲 羽島市長

乙 株式会社トーカイ

代表取締役社長

別紙 1

物資調達要請書

年 月 日

株式会社 トーカイ
代表取締役社長

様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について
災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要
請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先

羽島市

部

課

担当者

電話

Eメール

別紙 2

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

株式会社 トーカイ

代表取締役社長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第5条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量

2 物資の搬入場所・方法

- (1) 搬 入 場 所 :
- (2) 搬 入 方 法 :
- (3) 連絡先及び担当者名 :

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）とRサプライ株式会社（以下「乙」という。）は、羽島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における乙から甲への物資の調達・運搬について、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の種類）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、食糧品とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことについて予め承諾する。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価、運搬費等は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する調達物資の対価は、乙が引き渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認等に基づく、災害発生直前の適正販売価格とする。
- 3 乙が行った運搬に要する費用は、災害発生直前における適正な費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成29年11月11日

甲 住所

羽島市長

乙 住所

Rサプライ株式会社

代表取締役

別紙 1

物資調達要請書

年 月 日

R サプライ株式会社

様

羽島市長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第 4 条の規定に基づき、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先
羽島市 部 課
担当者
電話
Eメール

別紙 2

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

Rサプライ株式会社

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第4条の規定に基づき、当社の物資調達可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

期 間	品 目	調達可能数量	搬入場所及び方法

連絡先

部署名

担当者

電 話

Eメール

災害時における生活必需物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ヒロコーポレーション（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災者に対する生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、毛布、布団及びタオルとする。
2 乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙1）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。
2 甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。
2 甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(疑義の協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月30日

甲 羽島市長

乙 株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役

別紙 1

物資調達要請書

年 月 日

株式会社ヒロコーポレーション

代表取締役 様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先

羽島市

部

課

担当者

電話

Eメール

別紙 2

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第5条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量

2 物資の搬入場所・方法

- (1) 搬 入 場 所 :
- (2) 搬 入 方 法 :
- (3) 連絡先及び担当者名 :

災害時における生活必需物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災者に対する生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表のとおりとし、その他必要な物資は、甲乙協議のうえ、供給を要請できるものとする。

2 乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙1）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第10条 甲は、災害時において市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域、被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月18日

甲 羽島市長

乙 生活協同組合コープぎふ
理事長

別紙 1

物資調達要請書

年 月 日

生活協同組合コープぎふ
理事長

様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第5条により、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先

羽島市

部

課

担当者

電話

Eメール

別紙 2

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

生活協同組合コープぎふ
理事長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第5条の規定に基づき、当組合の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量

2 物資の搬入場所・方法

- (1) 搬 入 場 所 :
- (2) 搬 入 方 法 :
- (3) 連絡先及び担当者名 :

別表

区 分	分 類	品 目
最優先供給品目	食料品	水（容器入り）、飲料 パン（菓子パン、調理パン、食パン） 果物（バナナ等） レトルト食品（ごはん、おかず類）
主な供給品目	食料品	弁当、インスタントラーメン 缶詰（イージーオープン）、めん類 卵、バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 肉、魚 野菜、果物類
	生活用品・日用品	卓上ガスコンロ、懐中電灯、電池 バケツ、包丁、アルミホイル、ごみ袋 生理用品、トイレットペーパー 紙おむつ、濡れティッシュ、マスク 裁縫キット ふとん
	季節用品	蚊取り線香 使い捨てカイロ 毛布

(1) 「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給する品目

(2) 「主な供給品目」は、上記の他、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達、供給する品目

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマダ製作所（以下「乙」という。）は、羽島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の種類）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、パックご飯及びその他食糧品とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、甲乙協議の上、協力して行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 乙が甲に提供する物資のうち、パックご飯3,000食分の費用は、無償とする。

2 乙が甲に提供するパックご飯3,000食以外の物資及び乙が行った運

搬に関する費用については、災害発生直前における適正な費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解除する意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

甲

羽島市長

乙

株式会社ヤマダ製作所
農業事業部 深耕ファーム

代表

別紙1

年 月 日

会社名
代表者 様
担当部署

羽島市長

物資調達要請書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	引渡し場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先
羽島市 部 課
担当者
電 話 () -
F A X () -
電子メール

別紙2

年 月 日

羽島市長 様

会社名
担当部署

物資調達可能数量・措置の状況報告書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）第4条に基づき、当社の措置状況を下記のとおり報告します。

記

期 間	品 目	調達可能数量	引渡し場所・搬入方法

連絡先

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社コノミヤ（以下「乙」という。）は、羽島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。なお、要請窓口は、乙の運営するトミダヤ羽島店とする。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に報告するものとする。なお、乙は、要請された全ての物資をトミダヤ羽島店のみでは調達・製造できない場合、他の店舗との調整等により物資確保に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- (2) 甲は、引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- (3) 甲は、引渡し場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

- (2) 甲が負担する額は、引渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。
- (3) 乙が行った運搬に関する費用については、乙の通常の商品運送業務と異なる引渡し場所の場合に限り甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解除する意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和 4年 4月 1日

甲 住所

羽島市長

乙 住所

株式会社コノミヤ
代表取締役

別表

確保が必要な物資

期間	災 害 直 後	災害発生3日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食料品	(調理不要な食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰	(主食及び副食) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰
飲料水	飲 料 水 (お茶等) 液体ミルク 粉ミルク その他	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 水 (お茶等) そ の 他
日用品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ(紙)、生理用品、簡易トイレ、トイレトペーパー、ウエットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※ 上記以外に必要な物資については、別に協議すること。

別紙1

年 月 日

会社名 株式会社コノミヤ
代表者 代表取締役社長 様
担当部署 東海事業本部 店舗運営部

羽島市長

物資調達要請書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	引渡し場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先
羽島市 部 課
担当者
電 話 () -
F A X () -
電子メール

羽島市長 様

会社名 株式会社コノミヤ
 代表者 代表取締役社長
 担当部署 東海事業本部 店舗運営部

物資調達可能数量・措置の状況報告書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）第4条に基づき、当社の物資調達可能数量及び措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

災 害 直 後		災害発生3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
(調理不要な食品)		(主食及び副食)	
おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲料水（お茶等） 液体ミルク 粉ミルク その他		おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他	
下着類（ ） タオル（ ） 毛布（ ） タオルケット（ ） 軍手（ ） おむつ(紙)（ ） 生理用品（ ） 簡易トイレ（ ） トイレットペーパー（ ） ウエットティッシュ（ ） 石けん（ ） 洗剤（ ） ビニール袋（ ） 箸（ ） スプーン（ ） フォーク（ ） 紙コップ（ ） 灰皿（ ） カセットボンベ式ガス器具（ ） カセットボンベ（ ） マッチ（ ） ライター（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） ロウソク（ ）			

※ 協定第4条による報告では、乙に被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する

2. 物資の搬入場所・方法

(1) 搬入場所

(2) 搬入方法

災害時における物資供給に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和5年4月3日

甲

羽島市長

乙

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、甲の住民が健康で安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、相互に連携・協力し、地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害に対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を実施し、地域の健康づくりや福祉の推進並びに大規模災害に対応することを目的とする。

（連携・協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 食育活動に関すること
- (3) 高齢者、障がい者、子ども等の支援に関すること
- (4) 感染症予防活動に関すること
- (5) 災害時における医薬品、応急生活物資の供給に関すること
- (6) その他、目的達成に寄与すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は随時協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及び費用負担については、甲及び乙が協議の上決定する。実施内容の詳細については、別に定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）が有する個人情報（秘密である旨を明示された情報に限る。）を、開示者の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による解約を申し出ないときは、この協定と同一条件で更に1年間継続するものとし、その後もこの例による。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うことができる。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月25日

甲

羽島市

乙

中北薬品株式会社

災害時における医薬品・応急生活物資供給等の協力に関する実施要領

この実施要領は、羽島市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）が「地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条の規定に基づき、羽島市内（以下「市内」という。）で、地震、風水害、大火災、感染症パンデミック、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、及び甲が災害・感染症まん延について、関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、または救助・応援の必要があるときに、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

（物資の調達範囲）

第2条 甲が乙に調達を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第7条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、その請求額を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(資料の提出)

第8条 甲は、この実施要領の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量について資料の提出を求めることができる。

(法令の遵守)

第9条 乙は、この実施要領に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(有効期間)

第10条 この実施要領の有効期間は、協定書と同様とする。

(その他)

第11条 この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

別表（第3条関係）

緊急時応急生活物資

区 分	品 目
医薬品	医薬品 消毒剤
衛生材料	マスク 紙おむつ（幼児用・大人用） 生理用品 ニトリル手袋 包帯 ガーゼ、防護服、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル
医療器具	体温計（腋下型、非接触型）
食品・飲料水	粉ミルク 液体ミルク 哺乳瓶 離乳食 お茶 飲料水 ※アレルギー対応品を含む
日用品	タオル ティッシュ 濡れティッシュ トイレットペーパー、ペーパー タオル

年 月 日

物資の調達要請書

中北薬品株式会社 御中

羽島市長

1. 物資搬入日時
年 月 日 時 分に納品

2. 物資の搬入先
住所： _____ 名称： _____

3. 災害の状況（災害による道路等損壊状況等）

4. 物資の種類

品目	数量

5. 現場責任者当

【羽島市の現場責任者】

所属 _____ 担当者名 _____

電話 _____

【羽島市の連絡担当者】

所属 _____ 担当者名 _____

電話 _____

6. その他必要な事項

羽島市高齢者等見守り活動に関する実施要領

この実施要領は、「地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条の規定に基づき、羽島市と中北薬品株式会社（以下「中北薬品」という。）が行う高齢者等見守り活動の実施に関し必要な事項を定める。

（活動の対象とする地域）

第1条 この実施要領による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、羽島市内で中北薬品が日常的に業務を行う地域とする。

2 中北薬品は、見守り対象地域が変更となったときは、遅滞なく羽島市に連絡するものとする。

（中北薬品の責務）

第2条 中北薬品は、見守り活動を実施するにあたり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとし、その業務の対象者で何らかの異変（「羽島市高齢者等見守り活動の異変に気づくチェックポイント」に該当する事象）を察知した場合、速やかに羽島市に連絡又は通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

2 中北薬品は、その職員及び業務の委託者に対し、この実施要領の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

3 見守り活動は、中北薬品の思いやり活動の一環として、誠実に行うものとし、その経費は中北薬品の負担とする。

4 中北薬品に所属する職員及び業務の委託者は職務中に高齢者等の異変を発見した場合に、当該職務に支障のない範囲内で羽島市に連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断されるときは、必要な措置を行うとともに警察署または消防署へ通報するものとする。

また、その活動範囲は中北薬品に所属する職員の身体に危険が及ばない範囲とし、連絡等の有無、連絡等の内容の適否等について、羽島市は一切の責任を負わないものとする。

（通報）

第3条 中北薬品の職員及び業務の委託者が業務中、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知した場合、救急、警察に通報、その他緊急時を除き、通報責任者へ連絡するものとする。

2 中北薬品の通報責任者は、高齢者等見守り活動連絡票（別紙様式。以下「様式」という。）により、電話及びファックス等で羽島市の通報窓口に通報するものとする。

（通報の受付及び対応）

第4条 中北薬品の通報責任者及び乙の通報窓口は以下のとおりとする。

通報責任者	業務責任者
電話	F A X
通報窓口	羽島市役所 健幸福祉部 高齢福祉課
電話	F A X

2 羽島市の通報窓口は、第3条2項の通報を受けたときは、本実施要領に従い必要な対応を行うとともに、その対応を記録するものとする。

3 中北薬品及び羽島市は、通報責任者又は通報窓口が変更になったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

(羽島市の責務)

第5条 羽島市は、その職員に対しこの協定の趣旨を周知し、円滑に連絡等に対応する体制の整備を行うものとする。

2 羽島市は、中北薬品から通報を受けた場合は、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況を中北薬品に連絡するものとする。

3 羽島市は、本協定の趣旨を広報するなど、中北薬品の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 中北薬品及び羽島市は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第7条 中北薬品及び羽島市は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、中北薬品及び羽島市で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この実施要領の有効期間は、協定書と同様とする。

(その他)

第10条 この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、中北薬品及び羽島市で協議の上、決定するものとする。

災害時における畳の提供に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市内で地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という）に、甲の要請に応じ、避難所等で使用する畳を乙が提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 災害時において、甲は畳の提供を受けようとするときは、乙に対して必要数、受領の日時、受領場所等を明示した提供要請書（別記第1号様式）の提出により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙に対し電話等により支援を要請し、その後速やかに提供要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲の要請を受けたときは、可能な範囲において畳の提供に努めるものとする。

2 次の各号に掲げる作業においては、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 避難所等までの畳の輸送
- (2) 避難所等における畳の敷設
- (3) 避難所等閉鎖後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳の費用は、無償とする。

2 畳の輸送費及び輸送に関する人件費その他畳の提供に関して生じた費用の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるとともに、乙は甲の主催する防災訓練等への参加に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月2日

甲 羽島市長

乙 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人 様

要請者

住 所 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

名 称 羽島市長

㊞

災害時における畳提供要請書

平成 年 月 日付「災害時における畳の提供に関する協定書」第2条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 要請の詳細

受領場所	所在地	必要枚数	希望日時	備考
			月 日 時頃	
			月 日 時頃	

2 担当者名及び連絡先

氏 名

電話番号

災害時における段ボール製簡易ベッド等調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）とK Jコンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難所の設営等に必要な被災者に対する段ボール製簡易ベッド等（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

2 乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙1）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡担当者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等

を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(物資の回収)

第7条 乙は、引渡しをした物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用)

第8条 乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲は、災害時において市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域、被災者の状況、物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、物資について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記入押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月10日

甲 羽島市長 松井 聡

乙 K J コンテナ株式会社
代表取締役

別紙 1

物資調達要請書

年 月 日

K J コンテナ株式会社
代表取締役

様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について
災害時における段ボール製簡易ベッド等調達に関する協定書に基づき、下記の通り要請します。

なお、協定第 5 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請品目	要請数量	搬送日時	搬入場所	備考

連絡先
羽島市
担当者
電話
Eメール

別紙 2

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

K J コンテナ株式会社

代表取締役

災害時における段ボール製簡易ベッド等調達に関する協定第 5 条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 目	調達可能数量	搬送予定日時	備考

2 物資の搬入場所・方法

- (1) 搬 入 場 所 :
- (2) 搬 入 方 法 :
- (3) 連絡先及び担当者名 :

災害時における物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜県テントシート工業組合（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において被災者等に対する応急対策に必要なテント・シート類等（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) テント類
- (2) シート類
- (3) その他乙の組合員の取扱商品

2 乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙1）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡担当者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙または乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等

を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 乙が甲の要請により調達した物資の対価、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲は、災害時において市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域、被災者の状況、物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、物資について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 羽島市長

乙 岐阜県テントシート工業組合
理事長

別紙 1

物資調達要請書

年 月 日

岐阜県テントシート工業組合
理事長

様

羽島市長

応急対策に必要な物資の調達の要請について
災害時における応急対策物資等調達に関する協定書に基づき、下記の通り要請します。
なお、協定第5条により、本要請に対する御組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請品目	要請数量	搬送日時 (※1 賃貸借期間)	搬入場所	備考
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		

※1 賃貸借による場合は、() 内に期間を記入すること (対象物資等：大型テント)

連絡先
羽島市
担当者
電話
Eメール

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

岐阜県テントシート工業組合
理事長

災害時における応急対策物資等調達に関する協定第5条の規定に基づき、当組合の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 目	調達可能数量	搬送予定日時 (※1 賃貸借期間)	備考
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	

※1 賃貸借による場合は、() 内に期間を記入すること (対象物資等：大型テント)

2 物資の搬入場所・方法

- (1) 搬 入 場 所 :
- (2) 搬 入 方 法 :
- (3) 連絡先及び担当者名 :

災害時等における医療用物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と日興製薬株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時及び感染症蔓延時において羽島市民の生命を守るとともに、感染症の被害を防止するために必要な医療用物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生が予測される場合における避難所運営対策及び感染症の蔓延時における感染症対策のため、医療用物資を速やかに確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定するものをいう。

2 この協定における「感染症」とは、岐阜県感染症対策基本条例（令和2年岐阜県条例第44号）に規定するものをいう。

3 この協定における「感染症対策」とは、市が実施する感染症に関する対策をいう。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時における避難所及び感染症対策時における公共施設等で使用する消毒用エタノール等を調達する必要があるときは、乙に対し、甲に供給するよう要請することができる。

（要請の方法）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙1）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における医療用物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置に努めるとともに、その措置状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲乙双方が協議し、取り決めるものとする。

2 甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に供給する医療用物資の単価を一定の水準に保つよう努める。ただし、材料価格の変動による単価の変更については、甲乙協議して定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月16日

甲 羽島市長

乙 日興製薬株式会社

代表取締役社長

(別紙1)

物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

日興製薬株式会社
代表取締役社長

様

羽島市長

災害時等における医療用物資の供給の要請について

災害時等における医療用物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請
します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先
羽島市 部 課
担当者
電 話
Eメール

(別紙2)

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長 様

日興製薬株式会社
代表取締役社長

災害時等における医療用物資の調達に関する協定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量

2 物資の搬入場所・方法

- (1) 搬 入 場 所 :
- (2) 搬 入 方 法 :
- (3) 連絡先及び担当者名 :

災害時における応急給水及び上下水道施設応急復旧等に関する協定

羽島市(以下「甲」という。)及び羽島市上下水道工事指定店組合(以下「乙」という。)は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者等に対する応急給水の実施並びに上下水道施設の早急な復旧(以下「応急対策」という。)を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定するものをいう。

(保有資器材等の確保)

第3条 乙は、応急対策を実施するために必要な資器材等を甲の要請に基づき速やかに提供できる体制を確保しておくものとする。

(協力要請等)

第4条 甲は、応急対策を実施するため必要がある場合は、乙に対して協力の要請をすることができる。

(要請内容等)

第5条 甲は、前条に定める要請を行う場合には、応急対策の場所、活動内容等について、乙に連絡するものとする。なお、甲は応急対策の実施を要請する場合は、甲の責任者を乙に対して明確にするものとする。

(応援)

第6条 乙は、前2条の協力要請の連絡を受けたときは、速やかに甲の要請内容に基づき体制を確立の上、必要な人員、資器材を確保し、甲が行う応急対策に協力するものとする。

2 甲は、乙に協力要請をした場合には、応急対策を実施する場所へ担当員を派遣するものとする。

(費用)

第7条 乙がこの協定に基づく応急対策の実施のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額を甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、協力要請事項等についての情報の交換を必要に応じて行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては水道課長、乙については羽島市上下水道工事指定店組合長とする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年11月26日

甲 羽島市長

乙 羽島市上下水道工事指定店組合
組 合 長

災害時における燃料の確保に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び岐阜県石油商業組合羽島支部（以下「乙」という。）は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者等に対する生活用及び応急対策用燃料を速やかに確保をすることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（燃料供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が必要とするときは、甲は、乙に対して乙の所有又は供給が可能な応急用の燃料（以下「保有燃料」という。）の供給について協力を要請することができる。

（燃料供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有燃料の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（保有燃料の確保）

第5条 甲は、災害時に乙に対して、保有燃料の品名、数量等の情報を求めることができる。

2 乙は、甲に災害時に自らが保有する保有燃料を速やかに提供できるようにしておくものとする。

3 甲と乙は、平常時から保有燃料について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（保有燃料の運搬）

第6条 保有燃料の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第7条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した保有燃料の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、乙が保有燃料の供給及び運搬終了後、乙の供給する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては管財課長、乙については岐阜県石油商業組合羽島支部長とする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年11月26日

甲 羽 島 市 長

乙 岐阜県石油商業組合羽島支部
支 部 長

災害時における熱源確保に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び社団法人岐阜県エルピーガス協会羽島支部（以下「乙」という。）は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者等に対する生活用の熱源を速やかに確保をすることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（熱源供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有又は供給が可能な応急用の資機材及び熱源（以下「保有資機材等」という。）の供給について協力を要請することができる。

（熱源供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有資機材等の供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

（保有資機材等の確保）

第5条 甲は、災害時に乙に対して、保有資機材等の品名、数量等の情報の提供を求めることができる。

2 乙は、甲に災害時に自らが保有する保有資機材等を速やかに提供できるようにしておくものとする。

3 甲と乙は、平常時から保有資機材等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（保有資機材等の運搬）

第6条 保有資機材等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第7条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した保有資機材等の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、乙が保有資機材等の供給及び運搬終了後、乙の供給する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙については岐阜県エルピーガス協会羽島支部長とする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年11月26日

甲 羽 島 市 長

乙 社団法人 岐阜県エルピーガス協会羽島支部
支 部 長

災害時における熱源確保に関する協定の変更協定

羽島市(以下「甲」という。)と岐阜県L Pガス協会岐阜支部羽島市ブロック(以下「乙」という。)は、災害時における熱源確保について平成13年11月26日付けで締結した災害時における熱源確保に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

協定中「社団法人岐阜県エルピーガス協会羽島支部」を「岐阜県L Pガス協会岐阜支部羽島市ブロック」に変更する。

第8条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、「岐阜県エルピーガス協会羽島支部長」を「岐阜県L Pガス岐阜支部羽島市ブロック長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 羽島市長

乙 岐阜県L Pガス協会
岐阜支部羽島市ブロック
ブロック長

災害時における避難所等の電力供給に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）、トヨタカローラネット岐阜株式会社（以下「乙」という。）は、異常かつ激甚な非常災害等により停電が発生した時（以下「災害時」という。）における電動車両等による避難所等での電力供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市内において災害時に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両等の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙が共に理解醸成に努めるために必要事項な事項を定めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙に対し電話等により貸与可能な電動車両等の確認の要請を行うものとする。この場合において、乙は、貸与可能な電動車両等の有無を甲に連絡するものとする。

2 甲は、乙から貸与可能な電動車両等がある旨の連絡を受けたときは、乙に電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり、自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく正当な費用について第三者から支払いの請求があった場合は、甲乙協議して、その者に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、羽島市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却の時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり、問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲及び乙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は、責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2箇月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月21日

甲

羽島市長

乙

トヨタカローラネット岐阜株式会社

取締役社長

災害時等における系統用蓄電池による電力供給に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と日本蓄電池株式会社（以下「乙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時（以下「災害時等」という。）における系統用蓄電池からの電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙の協力を得て停電した際の非常用電源として活用できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（非常用電源の供給）

第2条 本協定における非常用電源の供給場所は、羽島市足近町蓄電所（岐阜県羽島市足近町4丁目186-1）とする。

（非常用電源の供給要請）

第3条 甲は、災害等が発生した時において、乙に対し、系統用蓄電池からの電力供給依頼に関する協力依頼書（別記様式）により電力の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（供給電力）

第4条 乙は、非常用電源の供給にあたっては、十分に充電された状態で供給するよう努めるものとする。

2 供給時点において系統用蓄電池に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（非常用電源の解放）

第5条 甲または乙が定めた管理者が、災害等が発生した際に外部電源装置を起動し、電力の供給を行うものとする。

（管理）

第6条 系統用蓄電池から供給された電力の取り扱いは、甲が管理する。

（故障等の対応）

第7条 甲が系統用蓄電池から電力供給されている間に、機器に故障または不具合等が生じた場合、甲に明らかな過失のある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

2 原状復帰の方法については、甲乙が双方協議して決めることとする。

(電力供給の終了)

第8条 系統用蓄電池からの電力供給終了については、災害の復旧や送配電事業者からの電力供給網の復旧の状況等を勘案し、甲乙が協議して決定することとする。

(技術的支援)

第9条 甲は、乙に対して外部電源装置の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

(定期協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙は、年1回の意見交換、協議等を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲乙から何らの意思表示がないときは、協定期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年9月30日

甲 羽島市
羽島市長

乙 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング13階
日本蓄電池株式会社
代表取締役社長

別記様式（第3条関係）

年 月 日

日本蓄電池株式会社
代表取締役社長 様

羽島市長

協力依頼書

「災害時等における系統用蓄電池による電力供給に関する協定書」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり電力の供給を要請します。

記

1 要請期間

年 月 日 から 年 月 日まで
(終期は現時点での見込み)

2 担当者

所 属：

氏 名：

連絡先：

3 その他

災害時の応援業務に関する基本協定

羽島市（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、羽島市の地域における平常時の災害の予防、災害時の応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（連絡担当者の設置）

第3条 甲及び乙は、応援業務に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第4条 応援業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 羽島市管理公共施設等の登記に必要と思われる被災状況の調査
- （2） 羽島市管理公共施設等の被災等の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点並びに筆界点情報の収集及び復元
- （3） 登記及び境界関係相談所の開設
- （4） 平常時における羽島市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（応援要請）

第5条 甲は乙に応援業務の要請を行おうとするときは、次に掲げる事項を文書により連絡しなければならない。

- （1） 応援の場所
- （2） 応援の目的
- （3） 被害の状況
- （4） 応援業務の内容
- （5） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は電話等による要請を行うことができる。この場合において、甲は当該要請後速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない。

（協力）

第6条 乙は、前条に規程する要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

（出場の報告）

第7条 乙は、甲の要請に基づき出場した場合は、その活動内容について、活動終了後速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援業務（甲からの要請に基づき実施されたものに限る。）の実施に要する経費は、甲が負担する。

（書類の提出）

第9条 乙は次に掲げる書類を、毎年1回甲に提出するものとする。

- （1） 応援業務に係る乙の組織図
- （2） 応援業務に係る連絡担当者
- （3） 応援業務に従事できる社員名簿
- （4） 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

（資料の交換及び協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行えるよう、随時次に掲げる資料を提出し、相互に交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- （1） 羽島市地域防災計画

- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項
(事故への対応)

第11条 応援業務実施中の事故については、自己責任の観点から全て乙の責任において対処し、甲に対して何らの請求をしない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

(適用)

第14条 この協定は、平成19年3月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 3月20日

甲

羽 島 市
羽島市長

乙

岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害時における羽島市内の羽島市が管理する公共土木施設の被害状況調査に関して、羽島市（以下「甲」という。）が、社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会（以下「乙」という。）に対して応援協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力の内容)

第2条 市内に地震、風水害その他の災害が発生し、甲が被災状況等に関する応急調査を実施する場合において、乙は甲に協力して、この調査業務に従事するものとする。

(応援協力の手続き等)

第3条 災害が発生し、甚大な被害により甲のみで対応ができないと認めるときは、書面又は口頭により乙に応援協力を要請することができる。

2 甲が乙に応援協力を要請する場合には、調査区域や調査内容、調査時期等について調整を図り、その具体的な活動について要請するものとし、乙は、この要請に基づき調査を実施するものとする。

3 乙が実施する被害状況等に関する応急調査の実施状況については、随時、甲に情報提供するものとし、調査が完了したときは、調査結果、活動概要等を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

(経費負担)

第4条 甲が乙に要請して行う調査・報告等については、これに要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

(連絡窓口)

第5条 この協定の連絡窓口は、甲にあつては市民部防災交通課、乙にあつては現地管理者とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成21年4月30日から適用する。

2 本協定の期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月30日

甲 羽 島 市

羽島市長

乙 社団法人 岐阜県測量設計業協会

岐阜地区協議会

代表幹事

災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における被害調査の協力について平成21年4月30日付けで締結した災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条中「社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会」を「一般社団法人岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会」に変更する。

第5条中「市民部防災交通課」を「市長室危機管理課」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 羽島市
羽島市長

乙 一般社団法人岐阜県測量設計業協会
岐阜地区協議会
代表幹事

災害時における家屋被害認定調査に関する協力協定書

羽島市（以下「甲」という。）と公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市に地震その他の災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て認定調査を円滑に実施することを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、可能な範囲で認定調査の協力を要請することができる。

（認定調査の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する認定調査は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、甲の職員と連携して、家屋の調査を補助すること。
- (2) 甲が発行した罹災証明について市民からの相談対応の補助をすること。
- (3) その他甲が必要とする業務に関すること。

（要請の方法）

第4条 甲は、認定調査要請書（別紙1）により、乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって協力を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における家屋被害認定調査に関する協力を円滑に実施するため、それぞれの連絡担当者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の認定調査要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、派遣可能人数・措置の状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（費用）

第6条 乙が甲の要請により派遣した社員の人件費、認定調査に必要な資機材等は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 乙が派遣した社員の人件費、資機材等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(研修会への参加)

第8条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を習得するため、必要に応じて研修会を開催するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、認定調査の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第10条 乙は、認定調査に従事した乙の社員が当該調査のために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 羽島市長

乙 公益社団法人
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

別紙1

認定調査要請書

年 月 日

公益社団法人
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 様

羽島市長

認定調査に必要な調査士の協力の要請について
災害時における家屋被害認定調査に関する協力協定に基づき、下記のとおり
要請します。

なお、協定第5条により、本要請に対する御協会の措置状況を報告願います。

記

要請する認定調査

業務内容等	要請人数	要請期間	派遣場所	備考
	人	月 日 ～ 月 日		
	人	月 日 ～ 月 日		
	人	月 日 ～ 月 日		
	人	月 日 ～ 月 日		
	人	月 日 ～ 月 日		

連絡先
羽島市 部 課
担当者
電話
Eメール

派遣可能人数・措置の状況報告書

年 月 日

羽島市長

様

公益社団法人

岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

災害時における家屋被害認定調査に関する協力協定第5条の規定に基づき、当調査士協会の派遣可能人数、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1 派遣可能人数

業務内容等	派遣可能人数	派遣予定日時	備考
	人	月 日 ～ 月 日	
	人	月 日 ～ 月 日	
	人	月 日 ～ 月 日	
	人	月 日 ～ 月 日	
	人	月 日 ～ 月 日	

2 調査士の派遣場所・方法

- (1) 派遣場所：
- (2) 派遣方法：
- (3) 連絡先及び担当者名：

災害時等大学開放に関する覚書

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜県立看護大学（以下「乙」という。）は、羽島市内において、地震、風水害等大規模な災害が発生したとき又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定により警戒宣言が発令されたとき（以下「大規模災害時等」という。）において、乙の大学施設を避難所として開放すること（以下「災害時等大学開放」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害時等学校開放）

第1条 乙は、大規模災害時等において、甲の申請により災害時等大学開放を行うこととし、開放する施設は別記のとおりとする。この場合において、その期間は、避難事由の発生した時から、避難を必要としなくなった時までとする。

（手続等）

第2条 災害時等大学開放に関する手続及び方法は、概ね次のとおりとする。

（1） 甲は、大規模災害時等において、住民を避難させる必要があると認めるときは、乙に対し、電話、ファクシミリその他の可能な通信手段で災害時等大学開放を要請する。この場合において、後日、正式の依頼文書を送付する。

（2） 乙は、甲からの災害時等大学開放の要請を受けたときは、その可否について、電話、ファクシミリその他の可能な通信手段により甲に回答する。ただし、緊急を要する場合は、乙の回答を待たずに災害時等大学開放を甲の責任の下に行うことができる。

（3） 甲は、災害時等大学開放について乙の承諾があったとき（前号ただし書の規定により災害時等大学開放を行ったときを含む。）は、当該災害時等大学開放に係る責任者を置く。

（4） 乙は、甲の責任者に対し、開放施設（災害時等大学開放により使用する大学施設をいう。以下同じ）の使用場所及び必要事項を指示するものとする。

（所管事項）

第3条 災害時等大学開放に際しての甲及び乙の所管事項は概ね次のとおりとする。この場合において、所管外事項であっても、状況に応じ相互に協力し合うものとする。

（1） 甲の所管事項

ア 避難住民の誘導、整理、世話その他避難住民の安全確保に関すること。

イ 災害時等大学開放のために、既設の施設を改修することとなった場合の経費を負担すること。

（2） 乙の所管事項

開放施設の管理、保全に関すること。ただし、避難住民により、開放施設が著しく破損し、限界を超えた使用により使用不能となった場合には、甲の責任において代わるべき措置を講ずるものとする。

（留意事項）

第4条 甲は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

（1） 開放施設内で混乱が生じないような連絡体制及び安全確保に万全を期するとともに開放施設等に損害を与えないよう十分に配慮すること。

（2） 避難所としての開放施設の使用が長期にわたる等大学教育に支障を来たすおそれがある場合は、速やかに代替施設の確保に努めること。

（3） 避難所としての開放施設の使用が終了したときは、速やかに、かつ、十分に後始末を行うこと。

（連絡責任者）

第5条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙については管理担当課長とする。

（協議）

第6条 甲と乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第7条 この覚書に定めがない事項及び覚書に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成14年2月8日

甲 羽 島 市 長

乙 岐阜県立看護大学
学 長

別 記 (開放施設)

NO.	施 設 名	階 数	面積 (避難所)	備 考
1	体 育 館 棟	1	890 m ²	アリーナ
2	福 利 厚 生 棟	2	308 m ²	2階の食堂
3	講 義 棟	2	909 m ²	1階講義室539 m ² 2階講義室321 m ² 2階演習室 49 m ²
4	グ ラ ン ド		7,740 m ²	
5	正 面 広 場		1,696 m ²	
6	学 生 広 場		1,170 m ²	

参 考

- 1 講堂棟は客席とステージのため省いた
- 2 講義棟の固定机、椅子の講義室は省いた
- 3 実習棟については、個室で仕切られているため省いた
- 4 駐車場については基本的に省いた

* 上記対象施設についても緊急避難的に必要な場合は開放する

非常災害時における学校開放に関する覚書

岐阜県立羽島高等学校（以下「甲」という。）と羽島市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時において、甲が地域住民の避難の用に供するために行う学校施設の開放（以下「学校開放」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（開放施設等）

第1条 甲が学校開放により避難の用に供する施設（以下「開放施設」という。）及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。なお、学校開放の期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ予定人員）

第2条 学校開放により受入れを行う予定人員は、おおむね750人とする。

（開放責任者）

第3条 甲は、あらかじめ非常災害時に学校開放を行う者（以下「開放責任者」という。）を選任（学校長及び学校に近い場所に居住する職員のうち適任と認められる者2名以上）し、次条の要請を受ける順位を定め、乙に通知するものとする。また、乙は、甲の了解を得て、学校開放に必要な鍵の保管者（以下「丙」という。）を定めることができる。

（学校開放の際の手続等）

第4条 開放に関する手続、方法は、おおむね次のとおりとする。

(1) 乙は、非常災害が発生し、地域住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちにあらかじめ通知を受けた順位に従い、開放責任者に対し学校開放の要請を行うものとする。

(2) 乙から学校開放の要請を受けた開放責任者は、学校開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えると同時に、学校開放を行うものとする。

なお、開放後は、直ちに乙の責任者に開放施設使用に際しての指示を与えると同時に、開放施設を使用する地域住民（以下「避難者」という。）に対し、使用上の注意を行うものとする。

(3) 開放責任者が学校開放できない場合又は緊急やむを得ない場合は、丙が乙の指示のもと学校開放することができるものとする。この場合、乙は甲に学校開放したことを遅滞なく報告するものとする。

なお、丙は、避難者の状況等について、開放責任者及び乙の責任者に速やかに報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 学校開放を円滑に行うため連絡体制表を作成することとし、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

第6条 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、おおむね次のとおりとする。なお、所管外の事項であっても、甲及び乙は状況に応じて相互に協力し合うものとするが、その場合それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

開放施設の管理、保全に関すること。ただし、避難者の使用により開放施設が著しく破損し、又は避難者の限界を超えた使用により開放施設が使用不能となった場合は、乙の責任において代わるべき措置を講ずるものとする。

なお、甲の敷地内において発生した学校開放に係る事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2) 乙の所管事項

避難者の誘導、把握、支援（疾病等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

(3) 通信機器の設置

乙は、甲の施設内に非常災害時の通信手段として無線端末を設置する。無線端末の所有権は乙に属し、利用及び保守に係る費用は電気料金を除いて乙が負担する。

なお、甲及び乙の職員は自由に利用できるものとし、取扱い方法の確認を兼ねて、定期的に乙の職員が行う通信試験に甲の職員は協力するものとする。

(その他の条件)

第7条 乙は、学校開放に際して、次の点に留意しなければならない。

- (1) あらかじめ、想定される受入れ対象地域の住民に対し、学校名、その所在地及び開放施設の範囲並びにその使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。
- (2) 非常災害時には、開放施設内で混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、開放施設の破損、亡失等が生じないように十分配慮すること。
- (3) 学校開放が長期にわたるなど、甲の学校運営に支障を来すおそれがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。
- (4) 学校開放が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理や清掃等を行うこと。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

第9条 この覚書の成立に伴い、甲と乙が平成26年1月14日に締結した「非常変災時における学校開放に関する覚書」を解消する。

この覚書の成立の証として、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 岐阜県立羽島高等学校
代 表 者 学校長

乙 羽 島 市
代 表 者 羽島市長

別記 1

1 開放する施設

指 定 区 分	開 放 施 設
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">・ 体育館（2階：アリーナ、ステージ）・ 体育館（1階：多目的研修室、トイレ、トレーニング室、男女更衣室、ピロティール）・ 同窓会館（2階：和室、トイレ）・ 南 舎（1階：保健室）・ グランド
指 定 避 難 所	<ul style="list-style-type: none">・ 体育館（2階：アリーナ、ステージ）・ 体育館（1階：多目的研修室、トイレ、トレーニング室、男女更衣室、シャワー室、ピロティール）・ 同窓会館（2階：和室、トイレ）・ 武 道 場・ 南 舎（1階：保健室）・ グランド

※用途等については、「岐阜県立羽島高等学校施設利用計画」による。

2 使用上の注意事項

- (1) 避難所として開放する場合は、市町村担当者において、施設担当者立会いのもと避難所の開設に向けた施設の安全点検を実施すること。
- (2) 開放施設を破損等しないようにすること。
- (3) 開放施設内を清潔に保つこと。
- (4) 開放施設以外の施設及び備品は、使用しないこと。ただし、避難所運営のため、開放施設の管理に必要な設備（機械、配電盤等）は、甲乙協議の上使用すること。

非常災害時における学校開放に関する覚書

岐阜県立羽島特別支援学校（以下「甲」という。）と羽島市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時において、甲が地域住民の避難の用に供するために行う学校施設の開放（以下「学校開放」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（開放施設等）

第1条 甲が学校開放により避難の用に供する施設（以下「開放施設」という。）及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。なお、学校開放の期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ人数等）

第2条 学校開放により受入れを行う予定人員は、おおむね300人とし、障がいのある人及びその介助を行う者の受け入れを優先する。

（開放責任者）

第3条 甲は、あらかじめ非常災害時に学校開放を行う者（以下「開放責任者」という。）を選任（学校長及び学校に近い場所に居住する職員のうち適任と認められる者2名以上）し、次条の要請を受ける順位を定め、乙に通知するものとする。また、乙は、甲の了解を得て、学校開放に必要な鍵の保管者（以下「丙」という。）を定めることができる。

（学校開放の際の手続等）

第4条 開放に関する手続、方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 乙は、非常災害が発生し、避難事由があると認めるときは、直ちにあらかじめ通知を受けた順位に従い、開放責任者に対し学校開放の要請を行うものとする。
- (2) 乙から施設開放の要請を受けた開放責任者は、学校開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えると同時に、学校開放を行うものとする。

なお、開放後は、直ちに乙の責任者に開放施設使用に際しての指示を与えると同時に、開放施設を使用する地域住民（以下「避難者」という。）に対し、使用上の注意を行うものとする。

- (3) 開放責任者が学校開放できない場合又は緊急やむを得ない場合は、丙が乙の指示のもと学校開放することができるものとする。この場合、乙は甲に学校開放したことを遅滞なく報告するものとする。

なお、丙は、避難者の状況等について、開放責任者及び乙の責任者に速やかに報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 学校開放を円滑に行うため連絡体制表を作成することとし、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認しておくものとする。

(所管事項)

第6条 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、おおむね次のとおりとする。なお、所管外の事項であっても、甲及び乙は状況に応じて相互に協力し合うものとするが、その場合それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

開放施設の管理、保全に関すること。ただし、避難者の使用により開放施設が著しく破損し、又は避難者の限界を超えた使用により開放施設が使用不能となった場合は、乙の責任において代わるべき措置を講ずるものとする。

なお、甲の敷地内において発生した学校開放に係る事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2) 乙の所管事項

避難者の誘導、把握、支援（疾病等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

(その他の条件)

第7条 乙は、学校開放に際して、次の点に留意しなければならない。

- (1) あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、学校名、その所在地及び開放施設の範囲並びにその使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。
- (2) 非常災害時には、開放施設内で混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、開放施設の破損、亡失等が生じないように十分配慮すること。
- (3) 学校開放が長期にわたるなど、甲の学校運営に支障を来すおそれがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。
- (4) 学校開放が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理や清掃等を行うこと。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。この覚書の証として、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月29日

甲 岐阜県立羽島特別支援学校

代 表 者 校 長

乙 羽 島 市

代 表 者 羽島市長

別記 1

1 開放する施設

指定区分	開放施設
指定緊急避難場所	体育館・2階高等部トイレ
指定避難所	体育館・2階高等部トイレ・屋外トイレ

2 使用上の注意事項

- (1) 避難所として開放する場合は、乙の担当者において、施設担当者立会いのもと避難所の開設に向けた施設の安全点検を実施すること。
- (2) 開放施設を破損等しないようにすること。
- (3) 開放施設内を清潔に保つこと。
- (4) 開放施設以外の施設及び備品は、使用しないこと。ただし、避難所運営のため、開放施設の管理に必要な設備（機械、配電盤等）は、甲乙協議の上使用すること。

上水道相互連絡管設置に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と笠松町（以下「乙」という。）は、災害時の緊急支援のため配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合、その住民の用に供する目的で相互に応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、次のとおりとし、その設置位置は別紙図面のとおりにする。

羽島市正木町南及1丁目6番地先

笠松町北及2416-7番地先

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施工は、甲と乙がそれぞれの費用で行政区域における工事を施工するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は、甲と乙がそれぞれの行政区域を管理するものとする。ただし、接続仕切弁は、甲及び乙の行政区域にかかわらず甲の管理とする。

（応援配水の開始と完了）

第5条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り、事前に別記様式による応援配水依頼書（以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし緊急を要する場合は後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、甲乙双方が立会いの上実施するものとする。

（応援配水の期間）

第6条 応援配水の期間は、甲乙協議して決定するものとする。

（応援配水に係る経費等）

第7条 応援配水にかかる経費等（水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成9年4月1日締結）によるが、これによりがたい場合は、災害時の被害状況により、甲乙が協議して定めるものとする。

（応援配水の制限）

第8条 甲及び乙は、応援配水の実施によって、それぞれの行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は、生じるおそれがある場合で、緊急を要する場合は、一時的に応援配水の配水量、配水時間等について制限することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の制限を行ったときは、当該制限の内容について速やかに連絡をするものとする。

（水質の確認）

第9条 甲及び乙は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認の上通水するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに意義の申し立てがない場合は更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上定めるものとする。

付 則

この協定は、平成10年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成10年6月15日

甲 羽島市長

乙 笠松町長

上水道相互連絡管設置に関する協定書

海津市（以下「甲」という。）と羽島市（以下「乙」という。）は、災害時の緊急支援のため海津市上水道と羽島市上水道の配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合、その住民の用に供する目的で相互に応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、次のとおりとし、その設置位置は、別紙図面のとおりとする。

海津市平田町蛇池字寺東3520番1地先

羽島市桑原町西小藪1丁目53番地先

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事については、乙の費用で施行するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管及び接続仕切弁の維持管理は、甲と乙がそれぞれの行政区域内を管理するものとする。

（応援配水の開始と完了）

第5条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り、事前に応援配水依頼書（以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、甲乙双方が立会いの上実施するものとする。

（応援配水の期間）

第6条 応援配水の期間は、甲乙協議して決定するものとする。

（応援配水に係る経費等）

第7条 応援配水に係る経費等（水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成9年4月1日締結）によるが、これによりがたい場合は、災害時の被害状況により、甲乙が協議して定めるものとする。

（応援配水の制限）

第8条 甲及び乙は、応援配水の実施によって、それぞれの行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合で、緊急を要する場合は、一時的に応援配水の配水量、配水時間等について制限することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の制限を行ったときは、当該制限の内容について速やかに連絡するものとする。

(水質の確認)

第9条 甲及び乙は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認の上通水するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後これに準ずるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 海 津 市 長

乙 羽 島 市 長

上水道相互連絡管設置に関する協定書

岐阜市、羽島市、岐南及び笠松町の各市町（以下「協定市町」という。）は、災害時や事故時における緊急支援のため配水管を連絡し、相互に応援配水を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 協定市町は、それぞれの給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保することを目的とした応援配水を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（配置地点及び位置）

第 2 条 連絡管の設置地点は別表のとおりとし、その設置位置は別紙図面のとおりとする。

（連絡管工事）

第 3 条 連絡管の設置工事は、協定市町がそれぞれの費用でそれぞれの行政区域について施工するものとする。

（維持管理）

第 4 条 連絡管の維持管理は、協定市町がそれぞれの行政区域内を管理するものとする。ただし、接続仕切弁は、接続する行政区域に応じて、関係する協定市町が協議の上施工するものとする。

（応援配水の依頼等）

第 5 条 協定市町は、応援配水の必要性が生じた場合は、速やかに応援配水を依頼する協定市町に連絡を取り、事前に別記様式による応援配水依頼書（以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び完了に伴う接続仕切弁の開閉は、関係する協定市町が立会いの上実施するものとする。

（応援配水の期間）

第 6 条 応援配水の期間は、関係する協定市町が協議をして決定するものとする。

（応援配水に係る経費等）

第 7 条 応援配水に係る経費等（水道料金を含む。）の負担は、原則として岐阜県水道災害相互応援協定（平成 9 年 4 月 1 日締結）第 6 条に定めるところによる。ただし、これによりがたいと認められる場合は、災害時等の状況により、関係する協定市町が協議をして定めるものとする。

（応援配水体制）

第 8 条 応援配水を依頼された協定市町は、応援配水の実施によって、その行政区域内における通常の配水に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合は、応援配水を依頼した協定市町及び他の協定市町にその旨を連絡するものとする。

2 前項の場合において、応援配水を依頼した協定市町は、他の協定市町からの応援配水が

受けられるよう、第 5 条の規定により応援配水の依頼等を行うものとする。

(水質の確認)

第 9 条 協定市町は、応援配水に際して連絡管内の滞留水の排水を行い、水質の安全を確認した上で通水するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに協定市町から申し出がない場合は、更に 1 年間更新し、以後もこれに準ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、協定市町が協議の上定めるものとする。

(協定の発効)

第 12 条 この協定は、平成 19 年 4 月 1 日から生ずるものとする。

この協定の締結を証するため本書 4 通を作成し、各協定市町は署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 29 日

岐 阜 市 長

羽 島 市 長

岐 南 町 長

笠 松 町 長

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条の規定に基づく県及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあつせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
 - エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣
 - オ 災害マネジメント支援職員(被災市町村の災害対策全般をサポートする職員をいう。)の派遣(県に限る。)
- (2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあつせん
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援地域の設定)

第4条 被災市町村への応援は、別表第1に定める地域を単位として、被災市町村の属する地域における市町村が実施するものとする。

2 前項の応援が困難な場合又は不十分な場合は、別表第2に定める応援地域の第1位の地域における市町村が実施するものとし、当該地域内の市町村では応援が困難な場合又は不十分な場合は、当該順位が下位の地域における市町村が順次実施するものとする。

(県の役割)

第5条 県は、被災市町村の長から知事に応援の要請があった場合は、速やかに関係市町村と連絡調整を行い、応援が可能な地域の市町村の長に応援を要請するものとする。

2 知事は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要請の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を要請するものとする。

(応援の要請)

第6条 被災市町村の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事に対して応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量
- (3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員
- (4) 第3条第1号オに掲げるものの人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

- 2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条1号エ及びオの規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各項により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第8条 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、県又は他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、被災市町村の長から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、応援のために必要な情報を交換するものとする。

- 2 県は、前項の交換を行うため、原則として毎年度1回以上、別表第1に定める地域ごとに連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第10条 県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、県及び市町村主催防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成30年3月27日から施行する。

2 平成10年3月30日締結の協定は、平成30年3月26日限りで廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、知事並びに各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会職務代理者副会長及び岐阜県町村会会長が署名のうえ、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付する。

平成30年3月26日

岐阜県知事

岐阜県市長会会長職務代理者
副会長

岐阜県町村会
会長

別表第1

地域	構成市町村
岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐	揖斐川町、大野町、池田町
中濃	関市、美濃市、郡上市
可茂	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那	中津川市、恵那市
飛驒	高山市、飛驒市、下呂市、白川村

別表第2

被災地域	応援地域						
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
岐阜	中濃	揖斐	西濃	可茂	飛驒	恵那	東濃
西濃	揖斐	東濃	岐阜	飛驒	恵那	中濃	可茂
揖斐	西濃	岐阜	飛驒	恵那	東濃	可茂	中濃
中濃	岐阜	飛驒	恵那	東濃	可茂	西濃	揖斐
可茂	飛驒	恵那	東濃	岐阜	中濃	揖斐	西濃
東濃	恵那	西濃	可茂	中濃	揖斐	飛驒	岐阜
恵那	東濃	可茂	中濃	揖斐	西濃	岐阜	飛驒
飛驒	可茂	中濃	揖斐	西濃	岐阜	東濃	恵那

岐阜圏域における越境避難に関する協定書

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町（以下「市町」という。）は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、当該市町内から岐阜圏域内の市町に越境避難に係る協力の内容等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に市町の住民が、市町の境界を越えて円滑に一時避難できるよう必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難元市町 越境避難する住民が属する市町
- （2）避難先市町 越境避難する住民を受け入れる市町

（越境避難）

第3条 各河川流域において越境避難の対象とする市町は、別表のとおりとする。

（使用の要請）

第4条 避難元市町の長は、避難元市町の住民が避難先市町に避難する必要があると認めるときは、避難先市町の長に対して越境避難者の受け入れを要請することができる。
2 前項の規定による要請は、口頭により行うことができる。この場合において、避難元市町の長は、速やかに、越境避難要請書（別紙1）を送付するものとする。

（協力の内容）

第5条 避難先市町の長は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、当該要請に係る避難者を受け入れる施設を選定するとともに、当該避難施設を速やかに開設し、避難元市町の長に越境避難承諾書（別紙2）により報告するものとする。

（情報の交換）

第6条 避難元市町及び避難先市町は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、各市町の防災担当課長とする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1箇月前に、この協定の解除または変更について各市町から何らかの意思表示がないときは、この協定はさらに1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、各市町がそれぞれ協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、各市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月18日

岐阜市長

.....

羽島市長

.....

各務原市長

.....

山県市長

.....

瑞穂市長

.....

本巣市長

.....

岐南町長

.....

笠松町長

.....

北方町長

.....

別表 (第3条関係)

	避難元市町	避難先市町
長良川 (左岸)	岐阜市 羽島市	岐南町 笠松町 各務原市
長良川 (右岸)	岐阜市 瑞穂市 北方町	本巣市 山県市
揖斐川	瑞穂市	本巣市 北方町 岐阜市
木曾川	羽島市 笠松町 岐南町 各務原市	瑞穂市 北方町 山県市 岐阜市
伊自良川	岐阜市 山県市 北方町 瑞穂市	本巣市
根尾川	瑞穂市 本巣市	北方町 岐阜市 羽島市
境川	岐阜市 岐南町 笠松町	各務原市 羽島市
鳥羽川	岐阜市 山県市	本巣市

別紙 1

越境避難要請書（第 号）

年 月 日

（避難先市町）

様

（避難元市町）

平成 28 年 月 日に締結した岐阜圏域における越境避難に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：
電話等による 要請日時	年 月 日（ ） 時 分頃
避難者数	人
備考	

別紙2

越境避難承諾書（第 号）

年 月 日

（避難元市町）

様

（避難先市町）

平成28年 月 日に締結した岐阜圏域における越境避難に関する協定書に基づき、下記のとおり承諾しましたので報告します。

記

要請書の番号 及び日付	年 月 日付け 第 号
避難者受入数	人
避難施設	
備考	

岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内における大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害

(ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請
前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 県域要請
ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長からの他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。4ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障のない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかにブロック代表消防機関に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

- 2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長を通じて行うものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 給与、旅費、出動手当等の人件費

イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く）

ウ 人員輸送費

エ 車両及び機械器具の小破損修理費

オ 公務災害補償費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の届出)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(実施細則)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める県代表消防機関及びブロック代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。

2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜市長会、岐阜県町市長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

1 第4条、第5条第1号、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条は、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。

2 前項の改正された協定は、平成10年4月1日から施行する。

岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、濁水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者(以下「被災水道事業者等」という。)に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)が岐阜県(以下「県」という。)の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

第2条 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3 被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧作業

2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等(以下「被応援水道事業者等」という。)、応援を実施する水道事業者等(以下「応援水道事業者等」という。)及び県の協議による。

(応援体制)

第4条 応援水道事業者等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第5条 被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舍あつせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。

(2) 応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

(3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

(4) 応援職員が応援に係る業務において第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2 前号各号の定めにより難しいときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

災害時の医療（助産）救護に関する協定書

羽島市における災害時の医療救護に関して、羽島市（以下「甲」という。）と羽島市医師会（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市地域防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療（助産）に関する救助（以下「医療救護」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医師会医療救護対策本部の設置、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し災害時医療救護体制確立の要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合は、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、原則として羽島市の救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージ（重傷度の判定）の実施

（2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療

（3）助産

（4）収容医療機関への転送の要否及び順位の決定

（5）死亡の確認及び死体の検案

（6）その他医療救護活動に必要な業務

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を執るものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報告）

第9条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行又は調達した医薬品等の実費
- (3) その他この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に定める費用弁償の額については、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者に対して行う災害補償については、羽島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年羽島市条例第25号)の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 救護所等での医療救護活動及び収容医療機関における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において対処するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては羽島市健康管理課長、乙については羽島市医師会長とする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成16年8月2日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自1通を保有する。

平成16年8月2日

甲 羽 島 市
羽 島 市 長

乙 羽島市医師会
羽島市医師会長

災害時における医療（助産）救護に関する協定書の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護について平成16年8月2日付けで締結した災害時における医療（助産）救護に関する協定書の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

第13条中「羽島市健幸福祉部健幸推進課長」を「羽島市健幸福祉部子育て・健幸課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ1通保有する。

平成30年4月1日

甲 羽島市
羽島市長

乙 羽島市医師会
羽島市医師会長

災害時の歯科医療救護に関する協定書

羽島市における災害時の歯科医療に関して、羽島市（以下「甲」という。）と羽島歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の歯科医療救護に関して協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療に関する救助（以下「救護活動」という。）について、必要な事項を定める。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医師会医療対策本部の設置、歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画（以下「救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を提出するものとする。

（救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づき、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、救護計画に基づく救護活動の要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、救護計画に基づき救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合は、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が定めた救護所において救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

歯科傷病者の治療優先度の選別

歯科傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療

収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定

その他救護活動に必要な業務

（救護班の輸送等）

第6条 甲は、救護活動が円滑にできるよう、救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（歯科医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する歯科医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、不足した場合は、甲が供給するものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報告）

第9条 救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

救護班の編成及び派遣に要する経費

救護班が携行又は調達した歯科医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により救護活動に従事した者の業務中の災害に対しては、羽島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年羽島市条例第25号)の規定に準じ、別途、甲乙協議により決定するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第14条 この協定は、平成20年8月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年8月19日

甲

羽島市長

乙

羽島歯科医師会
会 長

災害時の医療救護活動等に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び羽島市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき羽島市が実施責任を負う医療救護の万全を期するため、羽島市（以下「甲」という。）と羽島薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護活動、防疫活動及び医薬品等の供給（以下「医療救護活動等」という。）に関して協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち医療救護活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動等計画）

第2条 乙は、医療救護活動等の円滑な実施を図るため、薬剤師会医療対策本部の設置、薬剤師で組織する救護班（以下「薬剤師班」という。）の編成、派遣その他医療救護活動等に関する救護計画（以下「救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を提出するものとする。

（薬剤師班の派遣等）

第3条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動等を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、甲が設置する救護所、避難所、医薬品等の集積場所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けることなく薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告し承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第4条 薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所、避難所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- （2）救護所、避難所、医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理及び供給
- （3）救護所、避難所の衛生管理
- （4）救護所、避難所等の防疫活動
- （5）前各号に掲げるもののほか、医療救護に必要な事項

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動等が円滑にできるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、原則として当該薬剤師班が携行するもの

のほか、甲が供給するものとする。

- 2 甲は、災害時の医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときには、乙に対し、乙及び乙の会員が保有する医薬品等について、供給を要請できるものとし、この場合、乙はこれに協力するものとする。

(報告)

第8条 薬剤師班の班長は、第5条各号に掲げる業務を実施した場合は、必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

- 2 乙は、前項の報告をとりまとめるうえ、甲に報告するものとする。

- 3 乙は、薬剤師班が業務を行うに当たり、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要した経費の実費弁償の取扱いについては別に定める。

(扶助金)

第10条 救助法に基づく医療救護活動等における薬剤師班員の業務災害に対する扶助金の取扱いについては別に定める。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年5月1日

甲

羽島市長

乙

羽島薬剤師会
会 長